



質問

(マンション管理組合の収益事業事例について①「マンション施設内の自動販売機」)

(相談概要)

マンション施設内に自動販売機を設置し、設置収入を自動販売機設置業者から受領することになりました。自動販売機は居住者しか利用できませんが、当該設置収入は収益事業に該当しますか。



回答

自動販売機設置業者から受領する設置収入は収益事業に該当します。

(出典：税理士法人フィールズ/監査法人フィールズ編
マンション管理組合の経理実務第2版より)

マンション管理組合が不動産を外部者に貸し付け、継続して対価を受領することになるため、不動産貸付業として収益事業に該当します。なお、自動販売機設置収入は、外部業者が自動販売機の設置対価として支払うものであり、居住者が支払う飲料購入代金とは異なります。したがって、自動販売機の設置場所、購入者は収益事業の判定には影響しません。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。